

ご挨拶

私たち関西ホームズは、これまで岸和田市上野町東において、住宅型有料老人ホームを運営し、高齢者の介護事業に携わってまいりましたが、新たに障がい者福祉事業に取り組むこととし、そのスタートとして、岸和田市畑町にグループホームを新築し、「ハート・ウィル」と名づけました。

「ハート・ウィル」は障がいをお持ちで、将来は自立した生活を営みたいと希望される方が、少人数での共同生活や地域社会との交流を通じ、それぞれの「希望」に向かい前進していくための障がい者総合支援法に定められたグループホーム（共同生活援助）です。

利用者様はここで、当社の専門スタッフから相談支援や生活援助等を受けながら、自立に向けて、安全・快適に暮らしていただくことができます。

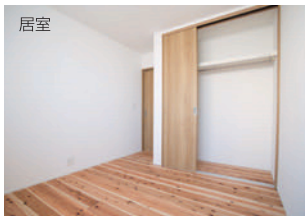
私たちは、「ハート・ウィル」で暮らす全ての利用者様、お一人おひとりの生活を尊重し、その「こころ（ハート）」に寄り添いながら、それぞれの「希望（ウィル）」の実現に向かう歩みを、心を込めて支援させていただきます。



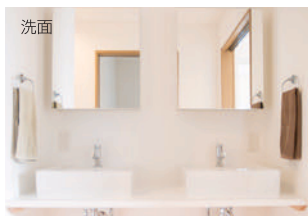
リビング



キッチン



居室



洗面



浴室

写真はイメージです。

アクセス



〒596-0831
大阪府岸和田市畑町3丁目18-21

バス
利用の場合

南海ウイングバス「東岸和田」バス停から
53・54系統に乗車、約3分
「旭小学校前」バス停下車、徒歩5分。

お車
利用の場合

国道26号「府立和泉高校東」から府道39号を
JR東岸和田駅方面へ進み、「土生交番前」を右折、
1つ目の信号の先 約50mを右折した後 約300m。

Tel.072-428-8300
<https://heart-will.jp/>

障がい者グループホーム
ハート・ウィル 岸和田畑町
Heart・Will Kishiwada Hatamachi

「ニジマ（ハート）」「安らぐ
「希望（ウィル）」に満ちた
暮らしの場であるために

お一人おひとりの心に寄り添うサポートで、お一人おひとりの希望を叶えるために

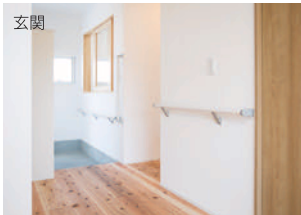


「ハート・ウィル」の概要

グループホーム「ハート・ウィル」は、障がい者総合支援法で定められた共同生活援助(障がいを持たれた方に対して、地域で自立した生活を送ることができるよう、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談や助言、その他日常生活上の援助を行う)を提供する共同生活住居です。身体障がい者と知的障がい者の方が、自立に向けた練習を少人数での共同生活を通じ、自ら行っていただく「日常生活の練習の場」であるとともに、毎日の生活を安全・快適に送っていただく「暮らしの場」でもあります。

新築の建物は車椅子に対応したバリアフリー設計を行い、オストメイト対応トイレや人に優しい最新の住宅設備を備えています。居室は個室(洋室)でプライバシーが守られ、またスプリンクラー設備や自動火災報知設備を完備していますので、利用者様には安心・安全に暮らしていただけます。

定員	1ユニット5名×2ユニット (計10名) 各ユニットとも女性限定
敷地面積	385m ²
建築面積	222.9m ²
構造	木造2階建て (スプリンクラー完備) バリアフリー(1F)
居室数	1ユニット5室×2ユニット (計10室)
主な設備	各ユニットとも トイレ1・2階各1カ所 (うち1階は車椅子対応) 浴室1(浴室暖房乾燥機付) キッチン 各居室エアコン完備 Wi-Fi設備(共用)
事業者	関西ホームズ株式会社



写真はイメージです。



1日のおおまかな流れ(例)

- 6:00 リビング・ダイニング開放 起床支援
- 7:30 朝食(朝食提供)
- 9:00 出発(お見送り)
日中通所先
- 16:00 帰宅
- 18:00 夕食(夕食提供)
- 19:00 入浴(順番制) 服薬・相談支援他
- 21:00 リビング・ダイニング閉所
- 22:00 就寝 消灯



ご利用いただける主なサービス

- 日常生活支援(入浴・排泄)・家事支援
- 健康管理・金銭管理
- 服薬管理
- 食事の提供(朝・夕)
- 行政関係他各種手続き支援
- 各種相談
- 日中活動に伴う関係機関との連絡調整支援
- 緊急時の対応・地域交流支援・ご家族との連絡



スタッフ体制

- 管理者・サービス管理責任者(1名)
- 世話人(各ユニット1名以上)
- 生活支援員(1名以上)
- 夜間支援員(1名以上)



利用料金

- ご入居時費用 敷金 200,000円
 - ご利用料金(月額)
 - 家賃..... 39,000円
(※助成金10,000円)
 - 水道光熱費..... 12,000円
 - 日用品費..... 3,000円
 - 食費..... 33,000円
(朝、夕 2食/日)
 - その他ご請求させていただく費用
 - ◇障害福祉サービス利用料(自己負担分:ご利用サービス料の1割)
 - ◇レクリエーション費(ご参加いただいた場合のみ実費)
 - ◇町会費
 - ◇個人でご利用の日用品、消耗品、嗜好品等の購入及び教養・娯楽に要する費用
- ※各市町村に助成制度がありますので、各自自治体にご確認ください。

ご利用いただける方: 以下①~⑤をすべて満たす女性の方

- ① 18歳以上65歳未満の知的障がい者と身体障がい者の方で、障がい支援区分認定を受けている方(区分の高い方もご利用いただけますのでご相談ください)
- ② 共同生活が可能な方
- ③ 将来は自立した生活を目標とされ、ご本人が入居を希望し、ご家族の同意がある方
- ④ 当グループホームでの暮らしを維持するに足る一定の収入がある方
- ⑤ 日中は就労継続支援所やデイケアなどを利用し通われている方

上記の①~⑤をすべて満たす方であれば、生活保護受給者の方もご利用いただけます。

ご利用手続き(例)

